報告第３４号

各種事務事業の取扱い（建設（港湾）関係事業）の報告について

各種事務事業の取扱い（建設（港湾）関係事業）について、下記のとおり報告します。

平成１５年１２月４日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会長　　大　城　伸　彦

２３－１３
各種事務事業の取扱い（建設（港湾）関係事業）の報告について

報告事項及び調整結果［※］

（７）公営住宅関係事業については、次のとおり実施するものとする。

ア　家賃については、合併時から３年間で段階的な負担調整を行い、利便性係数については、合併時までに調整を図る。

※　家賃算定に用いる利便性係数については、立地係数の負担調整が終わった時点で見直しをする。

エ　駐車場の供用・使用料については、団地毎の実情に応じ、供用等の有無を合併時に定める。

※　天城湯ケ島町については、現行どおり徴収する。修善寺町、土肥町、中伊豆町については、区画割り及び入居者との契約をし、家賃調整期間終了時から徴収する。

オ　維持管理費については、入居者負担分と施設管理者負担分を明確化し、合併時に統一する。

※　浄化槽維持管理費は入居者負担とする。